

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示された事業者を契約相手方といたします。
- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

〈留意事項〉

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

例) 平成31・32・33年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」C、Dなど。設定がない場合は「なし」と記載します。

参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書並びに見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2 仕様書に関する問い合わせ先

防衛装備庁下北試験場業務班

〒039-4223 青森県下北郡東通村大字小田野沢字荒沼18

代表 0175-48-2111 (内線) 213

※ 参加を希望する方は、内線番号に連絡し、「〇〇のオープンカウンターの件」とお伝え下さい。担当者より仕様書等をお渡しいたします。

3 見積書の提出先

防衛装備庁下北試験場

〒039-4223 青森県下北郡東通村大字小田野沢字荒沼18

代表 0175-48-2111（内線）213

※ 見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は封筒の表に「〇〇のオープンカウンター見積書在中」と朱書きして下さい。

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積書は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税抜き）を記載して下さい。

従って、契約金額は、見積書に記載されている金額に消費税を加えた金額となります。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には防衛装備庁下北試験場から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記3に問い合わせいただければ決定業者と金額についてお伝えいたします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規則に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記4において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に準じて、「くじ引き」により契約の相手方を決定します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。
- (5) 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）を基準とし、公募時において定めた期限までに提出するものとする。
- (6) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。